

# 令和7年度 市民参加と協働のまちづくりの推進に かかる取組計画（案）について

守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議から提出された提言書の具現化に向けた施策の推進を図る。

## 1 積極的な「話し合い」の場づくり（市民参加の機会の提供など）

「市民懇談会」および「もりやま未来ミーティング」については、新型コロナウイルス感染症流行期には大きく参加者が減少したものの、近年においては申込締切前に定員に到達する状況が続いている。参加者に向けた終了後のアンケート結果でも、毎回、高い満足度が得られている。

また、市民懇談会等の参加者アンケートにファシリテーターとして運営に協力いただけるかという項目を加えたところ、長年横ばい状態だった市民ファシリテーターが増加傾向にある。

### (1) 市民懇談会

住民基本台帳より18歳以上の市民を無作為に抽出し、テーマに沿った話し合いをしていただく市民参画方法の一つ。市民懇談会のうち、持続可能なまちづくりの実現に向けて、将来のまちづくりの主役となる若年層（18～39歳）を対象としたものを「もりやま未来ミーティング」と呼んでいる。

庁内においても効果的な市民参画方法として認知度が高まっており、開催を希望する部署も増えているが、引き続き積極的な利用を働きかける。また、市民懇談会の案内文にアンケートやチラシを同封することで、参加に至らなかった市民に対しても事業のPRができる等の副次的な効果も期待できる。

〈令和7年度予定〉

ア 「守山市民ホール大規模改修基本設計業務」（社会教育・文化振興課）

### (2) パブリックコメントについて

パブリックコメントの周知方法や意見提出方法などについては、令和5年度に一部見直しを実施した。その見直しの影響や効果を引き続き注視しながら、必要に応じてさらなる改善を加えて意見数の増加および市民への制度の普及を図る。

	件名および担当課
1	守山市長期ビジョン2035 【企画政策課】
2	第3次守山市行政経営方針 【企画政策課】
3	守山市地域防災計画 【危機管理課】
4	守山市地域福祉計画 【健康福祉政策課】
5	第6次財政改革プログラム 【財政課】
6	守山市地域農業振興計画(マスタープラン) 【農政課】
7	第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画 【人権政策課】
8	第4次守山市男女共同参画計画 【人権政策課】

9	守山市立地適正化計画 【都市計画・交通政策課】
10	第2次守山市水道ビジョン 【経営総務課】
11	守山市公共下水道事業第9期経営計画（経営戦略） 【経営総務課】

※上記は令和6年10月調査時点の予定

## 2 協働のまちづくりの推進（市民活動支援の継続）

「市民が主役の守山！」を実現するために、“地域でできることは地域で”という基本姿勢のもと、自主的・自発的な活動の推進に向けて資金面、活動場所等について支援を充実する。

市民活動を進める上で、大きな課題の一つでもある資金面での支援を強化するため、「守山市市民提案型まちづくり支援事業」や、ふるさと納税制度を活用した「豊かな市民活動のまち応援事業」などを実施している。積極的に制度の周知を図り、助成金を利用してもらうことによって、市民活動の活性化に努める。

また、活動資金の支援だけでなく、活動場所および市民活動情報の提供や人材紹介、団体同士のマッチング等を積極的に図り、市民活動について誰もが気軽に相談できる体制の構築を目指す。

### (1) 守山市市民提案型まちづくり助成事業

令和7年3月末の検証期限の到来に伴い、助成金種別の名称や助成額や助成回数の変更、申請書類の改定など見直しを実施予定。市内で活動する市民活動団体の意見も取り入れるなど利便性の向上を図る。助成金をきっかけとした伴走型支援の強化を図り、市民活動団体の自立を促していく。

### (2) 豊かな市民活動のまち応援事業（企画政策課所管）

ふるさと納税制度を活用した市民活動支援策で、審査を経て採択された市民活動団体の中から、支援したい団体を直接指名して寄付を行う。各採択団体は指名された寄付金を原資に、次年度に活動補助金の交付を受けることができる。

市民提案型まちづくり助成金とあわせて周知広報を図り、積極的に活用して貰えるよう働きかけを行う。

### (3) 「市民参加と協働のまちづくりフォーラム」の開催

未来を見据えたまちづくりに対する市民意識の醸成を目的に、まちづくりの課題解決のヒントにつながる活動の事例発表や講演を開催する。年2回。

### (4) ファシリテーター養成講座

市民懇談会等を開催するにあたり、重要な役割を担うファシリテーターについて、今後も養成講座を開催し、円滑な「話し合い」の場の進行ができる人材の幅広い確保に努める。より多くの実践の場（市民懇談会等）を提供できるよう、なるべ

く早い時期に養成講座を開催できるよう講師と日程を調整する。

#### (5) 市民活動情報の集約・発信について

ホームページや市広報、SNSによる情報発信に加え、市民活動手引書「もり・まっち」および「市民活動団体マッチングリスト」をもとに、市民活動に係る情報の効果的な情報発信を図る。

ア 市民活動手引書「もり・まっち」：令和7年夏頃発行予定

イ 市民活動団体マッチングリスト：令和7年秋頃発行予定

#### (6) さんさんまちサポセミナーの開催について

市民活動を進めていく上で、有益な情報や知識、必要なスキルなどについて、専門家に直接教えてもらうことができる連続講座。令和4年度から実施しているが、講座内容については、マンネリ化しないよう時代のニーズに応じた見直しを行っていく。(全8回程度)

#### (7) 市民活動に対する新たな支援事業等について

ア (仮称)「さんさんまちサポ達成会」

- ・開催時期：令和7年5月～6月頃
- ・対象者：令和6年度市民提案型まちづくり支援事業採択団体
- ・事業概要：これまでの実績や団体の強みなどについて発表いただく。他の参加団体には、優れた点をコメントシートに記載していただくが、最終的に当該シートの内容は取りまとめて団体に交付する。公開プレゼンテーションの審査委員もお招きし、同様にコメントをいただく。また、各団体の発表後には、グループワークを行う。
- ・目的：市民活動団体にとって活動成果をPRする機会が少ないことから、自身の活動のまちづくりへの貢献度をなかなか実感できない。活動成果を他者から認め称賛されることは、活動規模の拡大や自立へのモチベーションに繋がることから新たに開催する。

イ (仮称)「さんさんまちサポお助け室」

- ・開催時期：令和7年4月から月1回程度で開催
- ・対象者：市民活動実践者、これから市民活動を始めようとする市民など
- ・事業概要：既存事業のさんさんまちサポセミナーを参考に、団体のお困りごとを少人数かつ丁寧に対応する。具体的には、①チラシ・ポスター、②SNSアカウントの開設・運用助言、③会議・イベント用資料の作成などを想定。
- ・目的：セミナー形式では、習得できなかったスキルをマンツーマンでレクチャーすることにより、スキル習得を促進する。伴走型支援の一環。

#### ウ 各事業の名称統一について

本課の実施する市民活動の支援に関する事業について、名称が行政的であることも利用のハードルをあげる一因であるとの指摘がある。各事業の名称について、統一ブランド化を行うことで、認知度や親しみやすさの強化を狙う。

例)「守山市民提案型まちづくり支援事業」→「さんさんまちサポ助成金」

「市民参加と協働のまちづくりフォーラム」→「さんさんまちサポフォーラム」

### (8) 守山市民交流センター「さんさん守山」について

#### ア 施設の管理運営について

市民活動スペース「交流室」、「サロンルーム」、「ミーティング室」について、市内で活動する市民活動団体により多く利用いただけるよう、活用事例等の紹介など、更なる周知に努める。

また、明るく開放的で継続して利用したいと思っただけけるような雰囲気づくりに努め、適宜・適切な修繕等に取り組んでいく。

#### イ 市民活動フェスタの開催について

これまでは市民交流センターの利用団体（年間登録団体等）を中心として開催してきたが、団体および参加者の高齢化が顕著となっていることから、市民提案型まちづくり支援事業の採択団体にも参画してもらうことで内容の見直し進めた。令和6年度の成果も踏まえつつ、引き続き、老若男女が集い、新たな交流が生まれるイベントを開催できるよう実行委員会を中心に取り組んでいく。

### 3 中間支援組織の構築に向けた取組

令和5年度に受けた「中間支援組織あり方研究会」からの提言を基に、持続可能な協働のまちづくりの推進に向けて、本市の実情に即した中間支援組織を構築するため、以下の取組を行う。

#### (1) 令和7年度の主な取組

##### ① 市民活動活性化アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置

市内に拠点を置く市民活動団体の活動充実への助言および市の中間支援機能強化に向けたノウハウの蓄積等を目的に、アドバイザーを設置する。（月3回程度、令和6年度より継続）

市民提案型まちづくり支援事業の見直しに併せて、伴走型支援により注力していく方針となった。採択団体への視察や、団体からの相談対応、団体活動の拡大など、団体の自立に必要な助言等ができるよう担当職員の指導にあたっていただくとともに本市の中間支援組織の基盤づくりに引き続き力添えいただく。

令和6年度アドバイザー：

認定特定非営利活動法人しが NPO センター 理事 遠藤 恵子 氏

##### ② 相談機能の充実

これまでから、市民活動団体等からの相談窓口は設置していたが、周知不足、

市職員による対応のため専門的な知識・経験等の不足といった課題があったことから、アドバイザーによる定期相談日の開設や市民活動団体の活動の視察等を通じて助言を行う等、相談機能の充実を図る。

### ③ 市民提案型まちづくり支援事業採択団体交流会の開催

市の助成終了とともに、市（中間支援組織）と団体とのつながりが切れる課題がある。助成をきっかけにした中間支援組織と団体のつながりが継続され、高め合える関係性を構築することを目的に令和7年2月に交流会を開催する。反省点等を踏まえて、令和7年度以降も引き続き開催を検討していく。

### ④ 拠点機能の改善

「守山市民交流センター」を継続して、守山市における市民活動団体の拠点と位置づけ、各団体が会議や作業をするスペースを提供するとともに、気軽に集えて相談がしやすい環境改善に取り組む。

## (2) 今後の取組について

今年度については、アドバイザーによる指導や研修等を通じてまちづくり参加促進コーディネーター（会計年度任用職員、以下「コーディネーター」という。）の中間支援に係るスキル向上、市の中間支援機能の強化、ノウハウの蓄積を図る。

併せて、蓄積した中間支援のノウハウ、コーディネーターが習得したスキルを最大限に活用するため、既存の中間支援組織や指定管理団体と調整を図りながら、2、3年後を目途に、指定管理制度への移行や中間支援業務の委託化等今後の適切な管理運営体制を検討する中で、市の中間支援の体制、交流センターの管理運営体制の確立を目指す。

## 4 今後の守山市の市民参加と協働のまちづくりについて

平成24年度および平成25年度にまちづくり推進会議よりいただいた提言書に基づき、守山市において市民参画や協働のまちづくりが根付くように取組を進めてきました。

市民懇談会やパブリックコメントが市民の意見を聴取するための手法として庁内に浸透するなど、一定の成果が見られましたが、提言から10年以上が経過するなかで社会情勢の変化や森中新市政のスタートなど、本市の市民参加と協働のまちづくりを取り巻く環境は大きく変わっています。

つきましては、提言いただいた事項を総括し現状を把握するとともに、今後の市の市民参画や市民活動の推進に向けた課題やご提案をいただく中、市民参加と協働のまちづくりの推進に向けた方向性を検討していきたいと考えています。